



労組周辺動向 No.29

2018年2月23日現在

1. 法・政策

(1) 厚生労働省が“ブラック企業リスト”を更新し「アート引越センター」などが追加

厚生労働省は2月16日、労働基準関係法違反の疑いで送検された企業のリストを更新し69社を追加した一方、公表日から1年が経過した企業などを削除し、掲載企業は447社となった。

「労働基準関係法令違反に係る公表事案」（2018年2月16日更新）は以下（日本語）。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/170510-01.pdf>

(2) 政府が「高齢社会対策大綱」を決定：年金開始「70歳超も可」を検討し高齢者が働ける環境整備を謳う

政府が新たな「高齢社会対策大綱」を閣議決定した。少子高齢化による働き手の不足を補うため、仕事をしたい高齢者が働き続けられる環境づくりを進めることが柱だ。年金を受け取り始める年齢を、70歳を超えてからでも選べるように検討を進めることも政府の指針として初めて明記した。

働く環境づくりの具体策としては、65歳までの定年延長やそれ以降も継続して雇用する会社を支援したり、高齢者の起業支援のために日本政策金融公庫(Japan Finance Corporation)が融資したりするとした。

「高齢社会対策大綱」は以下（日本語）から。

http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/pdf/p_honbun_h29.pdf

「高齢社会対策大綱(概要版)」は以下（日本語）から。

http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/pdf/p_gaiyou_h29.pdf

(3) 政府—外国人労働の拡大・在留資格要件緩和など検討

政府は、専門的な知識や技術を持つ外国人労働者の受け入れ拡大を検討する。

首相は「深刻な人手不足が生じている。働き方改革の推進とともに、専門的、技術的な外国人受け入れの制度のあり方について早急に検討を進める必要がある」と語った。一方で「移民政策をとる考えはない」と明言。検討の前提条件として「在留期間の上限を設定し、

家族の帯同は基本的に認めない」とした。

今回、拡大を検討するのは「専門的・技術的分野」という在留資格を持つ外国人だ。教授や芸術、医療、介護など18分野あり、外国人労働者128万人（2017年）のうち約24万人を占める。この対象の拡大や要件の緩和を検討する。

「平成30年第2回経済財政諮問会議」の資料は以下（日本語）で。

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0220/agenda.html>

(4) パンフレット「男女雇用機会均等法、育児・介護休業法のあらまし」

権利を知り行使する一助に。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11909000-Koyoukankyokintoukyoku/3001aramashi.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 「長時間労働」遺族が労災申請、スマホの位置情報記録根拠に

大手居酒屋チェーンの店長が去年仕事中に倒れて死亡し、遺族が長時間労働が原因として労働災害を申請した。長時間労働の根拠としたのがスマートフォンに残された位置情報の記録。

労働基準監督署が調べを進めていて、居酒屋を運営する会社は、「申請手続きに関するご遺族からのご要請にはすべて協力致しております。今後も真摯に対応し、当局のご判断に委ねたい」とコメントしている。

(2) 福岡地裁小倉支部一パートの手当格差は「不合理」として会社に賠償命令

業務内容に大きな差はないのに、正社員と通勤手当の支給額が異なるのは違法だとして、北九州市のパート社員らが差額の支払いなどを求めた訴訟で、福岡地裁小倉支部は勤務先の会社に賠償を命じる判決を言い渡した。

パート社員4人は正社員と同様の荷役作業に従事していたが、通勤手当は正社員の半分の月5,000円で、労働条件の不合理な格差を禁じた労働契約法に違反すると主張していた。

(3) 大学非常勤講師らが雇い止めで立命館トップを刑事告発へ

学校法人立命館が非常勤講師と5年を超えて契約の更新を行わないとした就業規則は、労働者過半数の代表の意見を聴かずに定められ違法だとして、立命館大の非常勤講師らは、法人トップを京都上労働基準監督署に刑事告発する、と発表した。

立命館は「就業規則に不備があり是正勧告は受けているが、ただちに無効になるとは考えていない」としている。

(4) 東北大雇い止め：

a. 非正規職員の2人が大学幹部を仙台労働基準監督署に告訴

東北大の非正規職員 2 人が 16 日、雇用期間を最長 5 年に変更するなどした 2015～17 年の就業規則改正は労働基準法違反に当たるとして、大学幹部を仙台労働基準監督署に告訴した。

東北大は「告訴状の内容を承知していないため、コメントは差し控える」との談話を出した。

b. 東北大職員組合が救済申し立て

東北大学の職員組合が「雇い止めをやめるよう求めた団体交渉で、大学が誠実に対応しないのは不当労働行為にあたる」として、宮城県労働委員会に救済を申し立てた。

東北大学は「申し立ての内容は承知していないが、団体交渉には誠実に対応してきたので非常に残念だ」とコメントした。

(5) 「同一労働同一賃金」求めて勤続 20 年以上の有期雇用の女性が提訴

東京証券取引所一部上場の企業で 20 年以上働く有期雇用の女性が正社員との間の賃金格差は不当だとして、東京地方裁判所に訴訟を起こした。

この女性は 1996 年 12 月に嘱託社員として入社し、20 年以上にわたって契約を更新し、2002 年には横浜市の営業所から千葉県船橋市の工場に転勤。2012 年には営業事務から製造事務に配置転換となり、資材購入を 1 人で担当している。

(6) 日本郵便での契約社員との手当格差は「不合理」—大阪地方裁判所の判決

日本郵便の契約社員ら 8 人が、正社員と同じ仕事なのに手当や休暇制度に差があるのは労働契約法違反だとして同社に未払い手当など計約 3,100 万円の支払いなどを求めた訴訟の判決が大阪地方裁判所で行なわれ、年末年始勤務手当と住居手当、扶養手当が正社員に対してのみ支給されていることを「不合理だ」と指摘。原告 1 人につき 3 万～199 万円の支払いを命じた。

一方、正社員と同じ地位にあることの確認を求めた請求については「不適法」として却下した。

(7) 組合費の給与天引きの廃止「支配介入」と認定、大阪市敗訴

大阪市が、職員の給与から労働組合費を天引きする制度を廃止したことが不当労働行為に当たると争われた裁判で、東京地方裁判所は大阪市の訴えを棄却した。

東京地方裁判所は、大阪市が組合と十分な協議をしなかったことや当時の橋下市長が組合を敵視する発言をしていたことなどから、「労働組合を弱体化させる効果を認識した上で廃止を通告した」と判断。法律で禁じられた「支配介入」にあたるとして、大阪市の訴えを棄却した。

大阪市は判決を不服として、控訴する方針。

3. 情勢・統計

(1) ドイツの労働者、週28時間労働の権利を獲得

ドイツの金属産業労組IGメタルは9日までに、週28時間労働を導入することで経営者団体と合意した。これを受け、組合員230万人の大部分はより柔軟な労働時間で働くことが可能になる。

IGメタルは労働時間の柔軟化について、子どもや親戚の面倒を見たい従業員の助けになると説明。その場合の給料は労働時間短縮を反映して少なくなる見込みだとしている。労働者はまた、週40時間以上働いて稼ぎを増やす選択肢も手にする。

新たな労働時間の導入に抵抗を感じる企業もありそうだ。今回の合意に応じた経営者団体は、「痛みを伴う」妥協だったと説明した。

(2) ファミレスのジョイフル、パートら1万7千人無期雇用へ

ファミリーレストランの「ジョイフル」などを展開するジョイフルは、パートタイムやアルバイトで働く約1万7千人を無期雇用に変換すると発表した。4月1日から実施する。これまでは、原則として1年ごとに有期の雇用契約を更新してきた。無期雇用への転換は、関東や東海、関西など各地で店舗運営などにあたる子会社も含めて実施する。

対象になるのは、パートとアルバイトの全員。2017年末時点で計1万6,929人という。働いた年数には関係なく、全員を無期に切り替える方針。今年4月1日以降に入社するパートやアルバイトとの雇用契約は全員が無期で結ぶ。

(3) 神奈川労働局、学習塾の労働条件の改善を要請へ

「時給」ではなく、授業1コマ単位の「コマ給」で賃金を払っている学習塾では、授業以外の業務の賃金が不払いになるおそれがあるとして、神奈川労働局は、神奈川県内で塾を運営する97の事業者に対し、改善を求める要請文を通知することになった。

この中では、講師の賃金が「時給」ではなく、授業1コマを単位とする「コマ給」で払われ、授業以外の業務の賃金が不払いになるおそれがあると指摘している。

そのうえで、契約の際に準備やテストの採点など授業以外に想定される業務を具体的に示し、時給を明示することや、コマ給を時給に換算すると最低賃金を下回っていたという例を挙げ、授業時間の賃金も時給で記すよう求めている。

(4) 滋賀県の団体が8言語で外国人向け情報紙を発行

滋賀県国際協会の情報紙は「みみタロウ」で、A4判4ページ。3カ月に1回発行している。言語は日本語と英語、ポルトガル語、ハンガール語、スペイン語、タガログ語、中国人向けの簡体字、台湾人向けの繁体字の8言語で計1万8,000部。日本語版には漢字とカタカナに読み仮名を振っている。

内容は、日本の社会制度や地域情報など。2018年1月号では有期労働契約の新しいルールや、奨学金などの教育資金といった外国人労働者にとって身近な情報を説明している。

県内の図書館など公共施設で無料配布している。問い合わせは同協会077（523）5646。